

議第3号議案

平成23年度及び平成24年度における横浜市市会議員に対する期末
手当の額の特例に関する条例の制定

平成23年度及び平成24年度における横浜市市会議員に対する期末手当の額
の特例に関する条例を次のように定める。

平成23年5月31日提出

横浜市会議員

足立ひでき

有村俊彦

伊藤大貴

磯部圭太

大岩真善和

大桑正貴

木下義裕

串田久子

篠原豪

豊田有希

平野和之

藤崎浩太郎

望月高德

横山勇太郎

横浜市条例（番号）

平成23年度及び平成24年度における横浜市市会議員に対する期末手当の額の特例に関する条例

平成23年度及び平成24年度における市会議員に対する期末手当の額については、横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（昭和31年12月横浜市条例第48号）第4条の規定にかかわらず、同条の規定による額から当該額の10分の5に相当する額を減じた額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年6月1日から施行する。

（この条例の失効）

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

提 案 理 由

平成23年度及び平成24年度における市会議員に対する期末手当の額を減額するため、平成23年度及び平成24年度における横浜市市会議員に対する期末手当の額の特例に関する条例を制定したいので提案する。

参 考

横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例（抜粋）

（特別職職員の期末手当）

第4条 横浜市市会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第30号）第4条第1項に規定する議員（以下「議員」という。）に対する同条第2項に規定する期末手当の額及びその支給方法並びに横浜市常勤特別職職員の給料及び手当に関する条例（昭和31年8月横浜市条例第25号）第8条第1項に規定する市長等に対する同条第2項に規定する期末手当の額及びその支給方法については、職員の例による。ただし、第2条第4項の規定に基づく額並びに議員に係る第2条の2及び第2条の3の規定に基づく支給方法については、この限りでない。

（第2項省略）